

富山県立都市公園条例及び富山県置県百年記念県民公園条例に定める使用料の減免に関する取扱基準について

富山県立都市公園条例（以下「都市公園条例」という。）第 11 条及び富山県置県百年記念県民公園条例（以下「県民公園条例」という。）第 16 条に基づく使用料の減免の取扱基準は、次のとおりとする。

第 1 県が使用する場合の使用料の免除

県が都市公園法第 5 条第 1 項若しくは第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の許可、都市公園条例第 2 条第 1 項若しくは第 3 項の許可又は県民公園条例第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受け、県立都市公園を使用する場合は使用料の全額を免除する。

第 2 地域密着型プロスポーツチームが使用する場合の使用料の特例

富山県内に本拠地を有するプロスポーツチームが公式試合で下表の有料公園施設を利用する場合において、都市公園条例第 2 条第 1 項又は第 3 項の許可を受け、当該公園の駐車場を使用するときは使用料の半額を免除する。

<表>

都市公園名	有料公園施設名
富山県総合運動公園	富山県陸上競技場
富山県五福公園	県営富山野球場

第 3 設置許可及び管理許可に係る使用料の減免

県以外の者が都市公園法第 5 条第 1 項の許可を受け、県立都市公園を使用する場合は、行政財産の使用料に関する条例（昭和 39 年富山県条例第 13 号）第 5 条に準じた額を減免する。

第 4 その他

その他知事が特別な理由があると認める場合は、使用料を減免する。

第 5 申請様式

第 3 又は第 4 の規定により減免を受けようとする者は、富山県立都市公園使用料減免申請書（様式 1）を知事に提出するものとする。

附 則

この取扱基準は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。